

『江戸時代の被差別部落の歴史を見直す』

(2005年6月13日, 学習院大学経済学部川嶋ゼミナール公開講演会要旨)

(財)信州農村開発史研究所 斎藤 洋一

はじめに

今回は、江戸時代の被差別部落の歴史についてお話をさせていただきます。その前に、部落差別にかぎったことではなく、すべての差別に共通することですが、「差別される側に差別される理由はない(いじめも同じ)。差別は、差別する側が差別する理由を恣意的にねつ造して起こす。しかも、その理由も時代によって変化するご都合主義的なものにすぎない」ということを確認しておきたいと思います。

これまで定説のようにされてきた被差別部落の歴史のとらえ方

小学校や中学校の教科書に記されているということは、多くの人々に受け入れられていることだと言ってよいと思われませんが、2002年度までの小学校・中学校の教科書には、被差別部落に関しておおむね以下のことが記されていました。なお、被差別部落のことを、小学校の教科書では「さらに低い身分」、中学校の教科書では「えたやひにんとよばれる低い身分」としていました。ちなみに、最近の教科書では「低い身分」という表現は使っていません。

- (1) 江戸幕府(や藩)によって、「農民や町人」の下に、「さらに低い身分」あるいは「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々が「おかれた」(いわゆる近世政治起源説=近世の政治権力によって被差別部落が創出されたとする説)。
- (2) なぜ「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々を「おいた」というと、「農民や町人」の不満をそらしたり、「農民や町人」が団結して政治権力に反抗しないようにするためだった。
- (3) 「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々は、生活条件の悪い所に「住まわされた」。
- (4) 「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々は、「人々の好まない(=嫌がる)仕事を強制された」。

以上です。このほか教科書には記されていませんが、多くの人々は以下のように理解してきたと思われまます。

- (5) 「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々は、貧しかった。

これまでのとらえ方の問題点

しかし近年、このようなとらえ方には多くの問題点が指摘され、教科書もすべてではありませんが書き改められています。のとらえ方の問題点をあげてみます。

(1) について

- ・江戸幕府（や藩）が「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々を「おいた」とする確実な証拠はみつかっていない。そもそも江戸幕府に、南は鹿児島から北は青森にいたる地域に「えた」や「ひにん」とよばれる人々を「おく」力があつただろうか。
- ・かりにそうしたとした場合、だれを「えた」身分にし、だれを「ひにん」身分にしたのだろうか。この疑問に答えようとして、一時期「一向一揆起源説」（一向一揆に参加して政治権力を悩ませた人々を「えた」身分に落としたとする説）が唱えられたが、この説は証明されたとはいえない。
- ・江戸幕府（や藩）によって「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々が「おかれた」のなら、なぜ江戸ではなく、関西に多いのか。あるいは、総じてなぜ西日本に多くて東日本、とくに東北は少ないのか。
- ・江戸幕府（や藩）によって「えた」とよばれる人々が「おかれた」のなら、「えた」という言葉は、江戸時代から出てくるのではないか。しかし、「えた」という言葉は鎌倉時代からあり、「えた」とよばれた人々は鎌倉時代から存在していた。ただし、「えた」という言葉が全国的に使われるようになるのは江戸時代中期の1700年頃からである。これはどのように考えたらよいだろうか。
- ・かつて、江戸時代の序列を示す言葉として「土農工商・えた・ひにん」が使われ、「えた・ひにん」は最下層とされたと説明されたが、「農工商」に序列はなかった。また、「農工商」は身分としては「百姓」「町人」である（一括して平人。近代には平民）。なお「えた・ひにん」には序列のある地域と、ない地域とがあつた。部落差別は、「土農工商」など自分たちを「同じ人間」だと思っている人々が、「えた・ひにん」身分の人々を「人外」として排除した（一線を画した）ことではないだろうか。
- ・江戸幕府（や藩）が「えたやひにんとよばれる低い身分」を「おいた」のなら、その江戸幕府を倒して成立した明治政府が、1871年（明治4年）にそれを廃止するとしたのだから（いわゆる「解放令」）、その時点から部落差別は解消に向かつてもよかつたのではないか。しかし、部落差別は今日においても解消していない。これはどうしてか。
- ・こうしたとらえ方は、短絡すると「悪いのは江戸幕府だ（自分は関係ない）」として、この問題を他人事にしてしまうのではないだろうか。

(2) について

「農民や町人」は「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々を見て、自らの不満をそらすことが、本当にできたのだろうか。そうだとしたら、江戸時代を通じて約3000件の百姓一揆が起こった事態をどう考えたらよいのだろうか。たしかに「抑圧委譲」といわれることはあつたと思われるが、そのために「えたやひにんとよばれる低い身分」を「おいた」とするのはどうだろうか。

(3) について

江戸幕府（や藩）が強制的に「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々を生活条件の悪い所に住ませた事実は、それほど知られていない。問題は、民衆が「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々と同じ所に住むことを嫌い、かならず一線を画そうとしたことにあるのではないだろうか（川や道路などを隔てて）。

(4) について

第一に、ある仕事を「人々の好まない仕事」ということ自体問題であろう。第二に、現実には「人々の好まない仕事」はあるが、当初からそうだったかどうかには、検討の余地がある。第三に、「強制された」かどうかにも、検討の余地がある。このような見方は、「えたやひにんとよばれる低い身分」の人々を受動的な存在とのみ見て、自立的・能動的な存在とは見ていないように思われる。被差別部落の人々は、独自の仕事を通じて社会的分業の一翼をになってきたと考えられる。

(5) について

おしなべて貧しかったわけではない。裕福な人も存在した。だが、差別された。そこが考えなければならないところだろう。

おわりに どう考えたらよいか

それでは、どう考えたらよいでしょうか。以下のことが、留意すべきことではないかと考えています。

- ・ 部落差別の歴史は、少なくとも古代末期ぐらいまでさかのぼって考えなければならないのではないだろうか。なぜなら、これまで近世の被差別部落の特徴のようにいわれてきた、「神聖」とされる場所から排除されること、人づきあいから排除されること（人外）、死牛馬の処理をすること、「旦那場（草場）」を所有していること、などはすでに古代末期～中世には出現しているからである。そういう意味では、1000年ぐらいの時間で考えなければならないのではないと思われる。それも、政治だけの問題ではなく、経済や思想など、総じていえば日本の歴史の総体の問題として考えなければならないと思われる。
- ・ ただし、部落差別が全国的に強化されるのは、江戸時代中期の1700年ごろからである。これはどうしてか。ここは特に考えなければならないところだろう。
- ・ さらに、1871年（明治4年）にいわゆる「解放令」（最近では「賤民廃止令」とよばれることが多い）が出されたにもかかわらず、なぜ今日まで部落差別がなくなるのか、これが考えなければならない最重要課題であろう。

主要参考文献

斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』（講談社現代新書、1995年）

藤沢靖介『部落の歴史像 東日本から起源と社会的性格を探る』（解放出版社、2001年）